

安全保障関連法の具体化としての南スーダンPKOの新任務の付与に反対し、自衛隊の撤収を求める会長声明

- 1 昨年11月15日、日本政府は11月20日から南スーダンに順次派遣される陸上自衛隊第9師団第5普通連隊を中心とした第11次部隊に、いわゆる「駆け付け警護」と「宿营地共同防護」の新しい任務を付与する閣議決定を行った。昨年12月12日から同部隊による新任務の運用が開始されている。

「駆けつけ警護」とは、国連職員やNGO職員などが武装勢力に襲われた場合に助けに向かう任務、現地の国連司令部の要請などを受けて現場に急行し武器を使って警護対象を守る任務であり、「宿营地共同防護」とは、宿营地を他国部隊と連携して守る任務である。

- 2 今回の閣議決定は、一昨年9月19日に国会で採決され昨年3月29日に施行された、いわゆる安全保障関連法のうち、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の改正（以下「改正PKO法」という）によって可能となったものである。改正PKO法では、新任務を遂行するため武器を使用することができ、武器使用要件が拡大された。

当会はこの改正PKO法を含む安全保障関連法に対して、自国が攻撃を受けていないにもかかわらず武力を行使するものであり憲法9条に違反するとしてその制定に反対してきた。

- 3 南スーダンは2011年7月に独立したが、国連が直ちに国連南スーダン派遣団（UNMISS）を創設してPKO活動にあたってきた。ところが2013年12月に大統領派と副大統領派の戦闘を機に内戦状態となり、そのため2014年にはPKO活動は住民保護を任務とし政府軍との戦闘も想定するものに変質したと言われている。

2015年8月に和平合意ができたものの、その後これが崩壊し、昨年7月には首都ジュバで大規模な戦闘が行われて300人以上が死亡し、政府軍が国連施設を攻撃するなどの事態が発生し、他国PKO部隊の一部が撤退する動きがあらわれている。

さらに国連安全保障理事会は、昨年8月15日、首都ジュバとその周辺に4000人規模の地域防護部隊の派遣を容認する決議を採択し、南スーダン政府がこれを受け入れたので、よりいっそうの積極的な武力行使の事態は避けられない状況にあると指摘されている。

そもそも、PKO法は参加五原則（①紛争当事者間の停戦合意、②紛争当事者のPKO及び自衛隊参加への同意、③PKOの中立的立場の厳守、④前三要件のいずれかが崩れた場合の撤収、⑤必要最小限度の武器使用）を定めており、これらの要件を満たさないときは、PKO参加は違法となる。

南スーダンの状況は、すでに停戦合意や中立性の要件を満たさなくなっており、自衛隊を南スーダンPKOに派遣すること自体許されないものであると考える。

- 4 加えて、新任務とされる「駆けつけ警護」及び「宿营地共同防護」は、自衛官の新任務遂行のための武器使用によって政府軍や反政府勢力と交戦する事態に発展する可能性が高く、憲法9条1項の禁止する武力の行使に至る危険性が高い。

ひとたび、自衛官が新任務のための武器を使用することより政府軍や反政府勢力と交戦する事態に至れば、自衛官の命を危険にさらすとともに、自衛官が南スーダンの人々を殺傷することにもなりかねない。

以上からすれば、自衛隊による武力行使や武力による威嚇につながるおそれがある今回の閣議決定は、憲法9条に違反することが明らかである。

- 5 なお、昨年7月の戦闘については、最近、廃棄されたと説明されていた陸上自衛隊部隊の「日報」が開示され、その中で「戦車や迫撃砲を使用した激しい戦闘」との記載のあることが明らかとなった。ところが、この点に関し稲田防衛大臣は、国会答弁において「法的意味における戦闘ではない。」などと、危険な事態の発生に目をつぶり憲法9条違反の問題になることを殊更に避ける発言をした。

当会は、このような政府の対応のもとでは今回の自衛隊の任務拡大によって重大な事態が発生する可能性が高いことを強く危惧する。

- 6 今、日本に求められているのは、武力を行使することではなく、南スーダンの教育や医療、食糧、農業を含む民生支援などの人道的、平和的な協力を行うことである。

よって当会は、南スーダンPKOの新任務の付与に反対し、派遣されている自衛隊の撤収を求めるものである。

以 上

2017年3月2日

千葉県弁護士会

会長 山 村 清 治